

独立行政法人家畜改良センターの役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され独立行政法人評価委員会による平成23年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

役員報酬基準の改定内容

理事長	報酬月額引き下げ(0.5%)。 国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)(以下「特例法」という。)に基づく報酬月額及び期末特別手当の引き下げ(9.77%)。
理事	報酬月額引き下げ(0.5%)。 特例法に基づく報酬月額及び期末特別手当の引き下げ(9.77%)。
理事(非常勤)	報酬月額引き下げ(0.5%)。 特例法に基づく報酬月額引き下げ(9.77%)。
監事	
監事(非常勤)	報酬月額引き下げ(0.5%)。 特例法に基づく報酬月額引き下げ(9.77%)。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
理事長	13,930	10,232	3,647	51 (寒冷地手当)		3月31日	
理事A	11,375	8,348	2,976	51 (寒冷地手当)		3月31日	
理事B	4,855	3,185	1,220	450 (通勤手当)		9月10日	
理事C	5,428	4,026	1,351	51 (寒冷地手当)	9月11日		
理事D (非常勤)	682	682	0	0			
理事E (非常勤)	682	682	0	0			
監事A (非常勤)	682	682	0	0		3月31日	
監事B (非常勤)	682	682	0	0		3月31日	

注1:「寒冷地手当」とは、冬期間における寒冷積雪による暖房用燃料費等、生計費の増高する寒冷地に在勤する常勤の役員に支給されるものである。
注2:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「」は役員出向者、「」は独立行政法人等の退職者、「*」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者を示す。該当が無い場合は空欄である。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
理事長					該当者なし	
理 事					該当者なし	
監 事					該当者なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項
人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、人件費の管理を行っている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及びその他の事情を考慮し決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給号俸数や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、6月期及び12月期に135/100(特定幹部職員にあっては175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。
俸 給	勤務成績等に応じて5段階(0～8号俸)の昇給を行うこととしている(標準号俸数は4号俸(特定幹部職員にあっては3号俸))。 また、職員の勤務成績の結果上位の段階に決定され、かつ、職務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性が優秀である場合等には、年度計画人員の20%を超えない範囲内で、8号俸又は6号俸の昇給をさせることができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- (1) 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
- ・実施期間：平成24年5月～平成26年3月
 - ・俸給表関係の措置の内容：一般職員2級以下、技術専門職員3級以下、医療職員2級以下 4.77%
一般職員3～6級、技術専門職員4级以上、医療職員3～6級 7.77%
一般職員7级以上、医療職員7級 9.77%
 - ・諸手当関係の措置の内容：俸給の特別調整額(管理職手当) 10%
地域手当、広域異動手当 俸給表関係の措置内容に準ずる
期末・勤勉手当 9.77%
 - ・平成24年12月期期末手当の減額支給措置
(平成24年4月分俸給の減額支給措置相当分 4.77%、 7.77%、 9.77%)
- (2) 俸給月額引き下げ(平均 0.23%)
- (3) 平成24年4月1日における36歳未満職員の最大2号俸上位への号俸調整
- (4) 平成24年秋の給与再精査に関する措置
- 国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、問題ないと考えられるため措置は行っていない。

2 職員給与の支給状況 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	679	46.0	5,246	4,004	48	1,242
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	269	43.4	5,733	4,360	39	1,373
	人	歳	千円	千円	千円	千円
技術専門職員	408	47.7	4,924	3,768	54	1,156
その他医療職種 (診療所看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	—	—	—	—	—
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	56.8	5,733	4,302	54	1,431
	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	4	56.8	5,733	4,302	54	1,431

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技術専門職員」とは、動物飼養管理、飼料生産管理等の専門的業務に従事する職種を示す。

注3: 「その他医療職種」とは、診療所における医療事務に関する専門的な業務に従事する職種を示す。

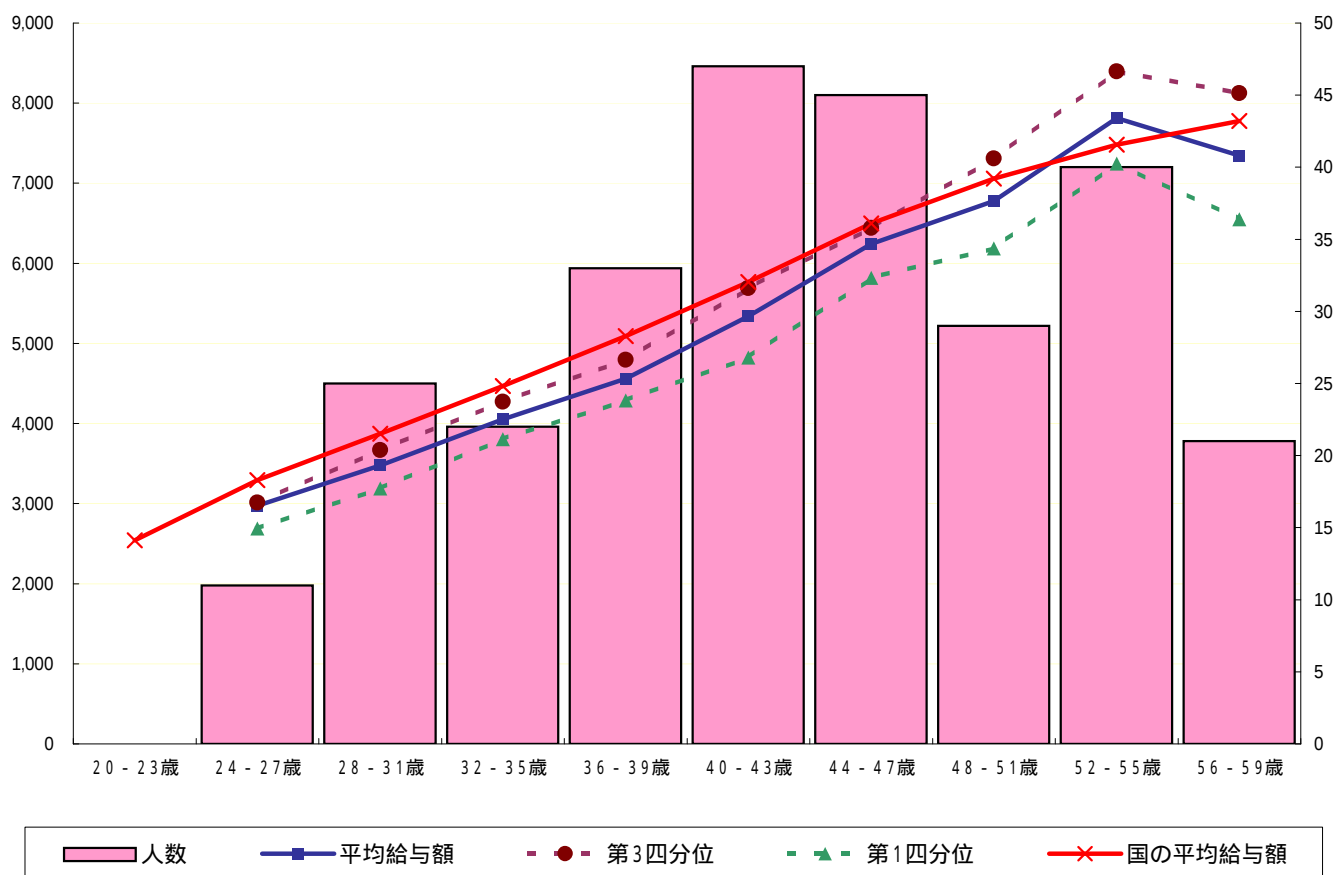
注4: その他医療職種(診療所看護師)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定される

おそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注5: 常勤職員については医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)、研究職種の各職種については、対象者がいないため省略した。

注6: 在外職員、再任用職員及び非常勤職員の区分については該当者がいないため表を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。
 注2: 20 - 23歳の区分に該当者はいない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	2	-	-	-	-
牧場長	8	54.9	8,458	9,303	9,806
次長	3	56.2	-	7,884	-
課長	49	52.8	7,309	7,650	8,066
専門役	44	48.3	5,257	5,923	6,552
課長補佐	15	47.2	5,894	6,416	6,968
係長	123	40.0	4,287	4,992	5,650
係員	29	29.2	2,963	3,194	3,389

注1: 部長の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以降の事項については記載していない。
 注2: 次長の該当者は3人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1分位及び第3分位については記載していない。

職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係長	課長補佐 係長	課長 同相当職
人員 (割合)	269 人	13 (4.8%) 人	16 (5.9%) 人	81 (30.1%) 人	83 (30.9%) 人	18 (6.7%) 人
年齢(最高 ～最低)		28 歳 24 歳	38 歳 28 歳	58 歳 27 歳	57 歳 37 歳	57 歳 46 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,425 千円 2,054 千円	2,984 千円 2,376 千円	4,308 千円 2,570 千円	5,773 千円 3,553 千円	6,090 千円 4,582 千円
年間給与 額(最高 ～最低)		3,135 千円 2,667 千円	3,861 千円 3,090 千円	5,650 千円 3,398 千円	7,516 千円 4,702 千円	7,888 千円 6,187 千円
区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長 同相当職	部長 牧場長	部長 牧場長	牧場長	
人員 (割合)		48 (17.8%) 人	8 (3.0%) 人	2 (0.7%) 人	0 人	
年齢(最高 ～最低)		59 歳 40 歳	55 歳 51 歳	- 歳		
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,789 千円 4,773 千円	7,832 千円 5,883 千円	- 千円		
年間給与 額(最高 ～最低)		8,713 千円 6,443 千円	10,291 千円 7,934 千円	- 千円		

注:8級については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢」以下の事項については記載していない。

賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.9	% 62.9	% 62.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.1	% 37.1	% 37.6
	最高～最低	% 52.4～32.6	% 51.0～30.0	% 51.6～31.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 65.1	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 34.9	% 35.4
	最高～最低	% 47.6～32.2	% 42.7～30.4	% 44.1～31.3

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.4

対他法人(事務・技術職員)

89.5

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○ 事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 95.4	
	参考	地域勘案 104.1 学歴勘案 94.1 地域・学歴勘案 103.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	地域・学歴勘案で指数が高い理由としては業務の確実な遂行のため全国に組織を展開していることが要因と考えられる。 寒冷地手当の受給者の割合が高くなっている。(指数対象者の72.9%が受給) 広域異動手当や単身赴任手当の受給者の割合が高くなっている。(指数対象者の38.1%が広域異動手当を受給、14.3%が単身赴任手当を受給)	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 85.7% (国からの財政支出額 7,102百万円、支出予算の総額 8,285百万円：平成24年度予算) 【法人の検証結果】 当法人の給与は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠して策定した職員給与規程に基づき支給しているため、国家公務員とほぼ同水準または低い水準であり、適切性を確保している。 なお、地域・学歴勘案で指数が高い理由としては業務の確実な遂行のため全国に組織を展開していることが要因と考えられる。 寒冷地手当の受給者の割合が高くなっている。(指数対象者の72.9%が受給) 広域異動手当や単身赴任手当の受給者の割合が高くなっている。(指数対象者の38.1%が広域異動手当を受給、14.3%が単身赴任手当を受給) 【その他】 支出総額(平成24年度決算ベース)に占める給与・報酬等支給総額の割合 53.3% 管理職の割合(平成25年4月1日時点の常勤職員数(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。)) 9.1% 大学以上の高学歴者の割合(対象人員は上段と同じ) 27.2% 【累積欠損額について】 累積欠損額：なし(平成23年度決算)	

・主務大臣の検証結果

国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。
なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を超えているが、勤務地の多くが寒冷な地域に所在しているため、寒冷地手当を受給する職員の割合が高いためであり、給与は国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、問題ないと考えている。

総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 23年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,413,223	千円 4,813,441	千円 (%) 400,218 (8.3)	千円 (%) 400,218 8.3
退職手当支給額 (B)	千円 644,604	千円 570,778	千円 (%) 73,826 (12.9)	千円 (%) 73,826 12.9
非常勤役職員等給与 (C)	千円 144,273	千円 154,159	千円 (%) 9,886 (6.4)	千円 (%) 9,886 6.4
福利厚生費 (D)	千円 635,533	千円 678,840	千円 (%) 43,307 (6.4)	千円 (%) 43,307 6.4
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 5,837,633	千円 6,217,218	千円 (%) 379,585 (6.1)	千円 (%) 379,585 6.1

注1: 本表の「非常勤役職員等給与」と財務諸表の附属明細書「役員及び職員の給与明細」について、本表において、人材派遣費用が含まれているため一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」は、特例法の減額に伴い329,432千円の減額となり、併せて人員削減等により対前年度 8.3%となった。
- ・特例法に基づく削減額の職種別内訳
「役員」 5,733千円の減額
「事務・技術」 164,608千円の減額
「技術専門職員」 158,386千円の減額
「医療職種(診療所看護師)」 705千円の削減
- ・「退職手当支給額」は、国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げに伴い25,761千円の減額となったが定年退職者の増加により対前年度12.9%増となった。
- ・「最広義人件費」は、「退職手当支給額」の増加があったが、特例法等の減額に伴い対前年度 6.1%となった。

法人が必要と認める事項

- (1) 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき役員については、平成25年1月、職員については平成25年2月から以下の措置を講ずることとした。
- ・役職員の退職手当について、調整率を段階的に引き下げる改定を実施した。
役員に関する講じた措置の概要：在職期間1月につき俸給月額に12.5/100の割合を乗じて得た額に調整率(87/100)を乗じた額とし、経過措置は国に準拠。(平成25年1月から98/100、平成25年10月から92/100、平成26年7月から87/100)
 - 職員に関する講じた措置の概要：退職手当基本額に乘じる率を87/100とし、経過措置は国に準拠。(平成25年2月から98/100、平成25年10月から92/100、平成26年7月から87/100)
- (2) 号俸回復措置(31歳以上38歳未満の職員を1号俸上位へ号俸調整)。